

グループの構成企業数の考え方(案)

本業務に対する事業者の参画意欲の確保と併せて、他の市内事業者の受注機会の確保のため、本業務を受注した場合と、個別に樹木等管理業務を受注した場合において、各構成企業の受注規模が概ね同等となるよう構成企業数を、下記1のとおり設定します。また、受注件数についても同様の考え方から、下記2のとおりとします。

記

1 グループの構成企業数について

構成企業数の組み合わせは、以下のいずれかとする。

- (1)市内業者 6 社以上
- (2)市内業者 5社以上 準市内業者 1社以上
- (3)市内業者 4社以上 準市内業者 2社以上
- (4)市内業者 3社以上 準市内業者 4社以上
- (5)市内業者 2社以上 準市内御者 5社以上
- (6)市内業者 1社以上 準市内業者 7社以上
- (7)準市内業者 8社以上

構成企業には、小規模企業も1社以上参加すること。

※小規模企業とは、総合値700点未満の企業をいう。(令和8年4月時点)

2 本市(土木部総務交通室)が公告する同種の一般競争入札案件の受注件数について

受注期間におけるグループの各構成企業の受注件数は、2件受注したものとみなし、取扱うものとします。

ただし、受注件数の制限の対象外とした案件は除くものとします。

以上